

鹿部消防署からのお知らせ

1 令和6年春の全道火災予防運動の実施について

全国統一防火標語「火を消して 不安を消して つなぐ未来」

(期間：4月20日から30日まで)

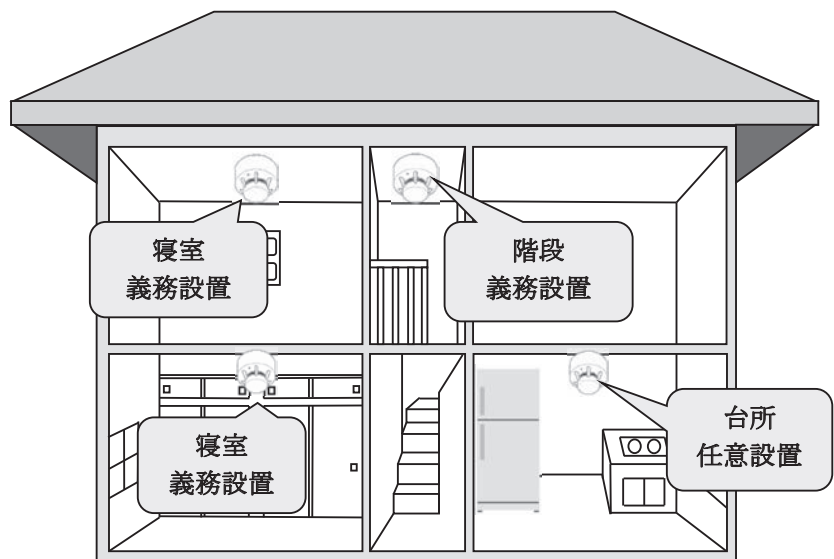
この時季は空気が乾燥し、風の強い日が多いため、一度火災が発生すると被害が大きくなる危険性があります。火気の取り扱いには十分注意し、火災のないまちづくりにご協力をお願いします。

2 住宅用火災警報器の設置場所について

消防法および南渡島消防事務組合火災予防条例が改正され、平成23年6月1日から、すべての住宅で寝室と階段（寝室が2階にある場合）に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

台所や居間等は、条例による設置義務はありませんが、安全のために設置してもかまいません。

早期に火災を発見することにより、大事に至らなかった事例も多数報告されていますので、火災から身を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。



3 住宅用火災警報器の維持管理について

住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなる恐れがありますので、定期的に作動確認を行ってください。

また、設置後おおむね10年を目安に警報器本体を交換しましょう。

▼お問い合わせは、鹿部消防署予防課予防係（7-3331）へ。

（広告）

ダイワロイヤルリゾート内の不動産取引ならお任せください
まずはお問合せください！

物件募集中！

不動産探しからリフォームまでトータルサポート
(株)ABC不動産 ☎0138-27-6316
住所：北海道函館市谷地頭町22-5
ホームページのお問い合わせフォームからも➡



査定相談無料
お家へも伺います